

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第14号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則
事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(スポーツ教室) 第8条 略</p> <p><u>(常設の広告を表示する場合の使用料)</u> 第8条の2 <u>条例別表第2の4の表に規定する規則で定める額は、別表第1に定める使用料の額とする。</u></p> <p>(総合運動公園使用料等) 第9条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、香川県営野球場の利用に係る使用料(午後5時から午後9時までの間の利用に係るものに限る。)については、その利用が次の各号のいずれにも該当する場合には、<u>別表第2の1の表の規定は、適用しない。</u> (1)・(2) 略 3 <u>別表第2の2の表の規定は、条例別表第3の2の表に規定する規則で定める額について準用する。</u></p> <p>(丸亀競技場使用料等) 第9条の3 条例別表第2の5(2)の表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、<u>別表第3</u>のとおりとする。 2 <u>別表第3の3の表及び4の表の規定は、条例別表第3の3の表に規定する規則で定める額について準用する。</u></p>	<p>(スポーツ教室) 第8条 略</p> <p>(総合運動公園使用料等) 第9条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、香川県営野球場の利用に係る使用料(午後5時から午後9時までの間の利用に係るものに限る。)については、その利用が次の各号のいずれにも該当する場合には、<u>別表第1</u>の規定は、適用しない。 (1)・(2) 略 3 <u>条例別表第3の2の表に規定する規則で定める額は、別表第1の2の表に定める使用料の額とする。</u></p> <p>(丸亀競技場使用料等) 第9条の3 条例別表第2の5(2)の表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 2 <u>条例別表第3の3の表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合</u> 別表第2の3</p>

(指定管理者による管理)

第16条 略

2・3 略

4 総合運動公園又は丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第9条の2第1項(第9条の4において準用する場合を含む。)の規定による広告の表示に係る使用料の減免については、第9条の2第2項中「所長」とあり、及び第9条の4において読み替えて準用する第9条の2第2項中「場長」とあるのは、「香川県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

略

別表第1 (第8条の2関係)

有料公園施設の名称	表示場所	単 位	使用料の額
香川県営 野球場	外野グラウンドフェ ンス(中堅側)	1年 表示面積1平 方メートル	42,000円
	外野グラウンドフェ ンス(両翼側)	1年 表示面積1平 方メートル	36,000円
	内野グラウンドフェ ンス	1年 表示面積1平 方メートル	24,000円

別表第2 (第9条関係)

略

別表第3 (第9条の3関係)

略

の表に定める使用料の額

(2) 附属設備又は器具を利用する場合 別表第2の4の表に定める使用料の額

(指定管理者による管理)

第16条 略

2・3 略

4 総合運動公園又は丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第9条の2第1項の規定による広告の表示に係る使用料の減免の手続については、同条及び第9条の4の規定を準用する。この場合において、第9条の2第2項中「所長」とあり、及び第9条の4中「場長」とあるのは「香川県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

略

別表第1 (第9条関係)

略

別表第2 (第9条の3関係)

略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。